

## 《 貯水槽水道の管理について 》

**飲料水用の貯水槽は『設置者』が管理責任者**となります。貯水槽に入った水は『設置者』の管理となるため、貯水槽の管理不備によりその水を飲み健康を害した場合には管理責任者である『設置者』に責任が問われる事になります。『設置者』は水道法、安中市水道事業給水条例に従った適切な管理が必要となります。

### ◎ 貯水槽水道とは…

ビルやマンションなどの高いところへ水道水を送る場合に、水道管を通して送られてきた水を一旦受水槽に貯めてポンプで送る方法または、高置水槽を経由し各家庭へ送る方法があります。このような貯水槽施設により給水している建物内水道を総称して『貯水槽水道』といいます。

そのうち、受水槽の有効容量が 10 m<sup>3</sup> を超えるものを『簡易専用水道』と定められ、受水槽の有効容量が 10 m<sup>3</sup> 以下のものを一般的に『小規模貯水槽水道』と定められています。

### ◎ 貯水槽有効容量 10 m<sup>3</sup> を超える管理について

水道法『簡易専用水道』により1年以内ごとに1回の定期的な清掃・点検の管理基準が設けられており厚生労働大臣の指定する検査機関による法定検査を受けなくてはなりません。

### ◎ 貯水槽有効容量 10 m<sup>3</sup> 以下(小規模貯水槽)の管理について

安中市水道事業給水条例で、1年以内ごとに1回の定期的な清掃・点検の管理基準が規定されています。(安中市水道事業給水条例第43条第2項、同施行規程第33条)

